

# 生活協同組合パルシステム山梨 パルシステム利用約款

2005年 2月24日制定

2014年10月 1日改訂

(最終改定日)

## (パルシステム)

第1条 パルシステム商品の利用・供給方法は、生活協同組合パルシステム山梨(以下「当生協」という)が組合員に毎週お届けする商品カタログから商品を注文用紙、インターネットまたは電話により注文していただき、注文された商品を組合員の指定する場所にお届けするシステムによって運営されています。

2. パルシステムは、商品カタログおよび商品等のお届け方法によって、個人パル(一人)、ふれんどパル(二人)、グループパル(三人以上)の3つの利用形態があります。個人パル利用のお届け先は、組合員本人が指定する場所としますが、複数の組合員で利用するふれんどパル利用とグループパル利用のお届け先は一括して組合員の指定する場所とします。

## (対象となる範囲)

第2条 本約款は、パルシステムのご利用に際し当生協と組合員とのお約束事をまとめたものです。

2. 当生協のパルシステムをご利用される組合員は、本約款の内容をご確認いただき、同意のうえで申込むものとします。
3. 当生協がご提供する共済事業やその他事業につきましては、本約款のほか個別の申込書、契約および共済事業規約等によるものとします。
4. 本約款に定めのない事項については、当生協の定款および規約等によるものとします。

## (本約款の変更について)

第3条 当生協は本約款を改訂することがあります。なお、改訂した場合には、すみやかにホームページにて公開するとともに、改訂された約款を印刷物として商品カタログとともに組合員にお届けし周知するものとします。

## (加入)

第4条 加入の手続きは、必要事項(登録事項)を記載した所定の加入申込書の提出と電子申込みフォームの送信と当生協が定める出資をもって行うものとします。

2. パルシステムの利用に際し以下の事項に該当する方は、ご本人であることを証明するものをご提出いただくか、または利用をお断りする場合があります。

- ① 登録事項についてとくに確認を必要とする場合
- ② 当生協が事業を行っていない区域に商品のお届け先を指定された場合

## (積立増資)

第5条 パルシステム一回の利用につき、200円の積立増資をしていただきます。ただし、組合員はこれを拒否することができます。

## (組合員証)

第6条 組合員となられた方には、組合員番号を付番した組合員証を発行、交付いたします。組合員証および組合員番号は、パルシステムのご利用にあたり組合員ご本人を確認するための重要なものですので適切な管理をお願いします。また、脱退時には組合員証を返却していただきます。

2. 組合員証の他人への譲渡および貸与、質入れ等はできません。

## (登録事項の変更・届出)

第7条 登録事項に変更があった場合は、すみやかに届出をしていただきます。届出を怠ったことによって被る不利益について、当生協はその責を負わないものとします。

## (家族の利用)

第8条 組合員および組合員と同一世帯で、生計を一つにしている方は、パルシステムを利用することができます。

## (利用の停止)

第9条 利用の停止とは、パルシステムの商品カタログないし商品のお届けを停止することをいいます。組合員が利用停止を希望される場合は、書面、電話、電子メール等で当生協に通知していただきます。

2. 以下の事項に該当したときは、利用停止の措置を取らせていただくことがあります。詳細については当生協にご確認ください。

- ① 商品代金の全額または一部の支払いが2ヶ月以上遅延した場合
- ② 商品利用が連続8週間以上ない場合
- ③ 当生協が利用停止を相当と認めた場合

## (商品カタログ)

第10条 パルシステムでは、ライフステージに合わせた商品カタログを用意しています。商品カタログの選択は組合員ご本人が行うものとしますが、ご本人が指定されなかった場合は、当生協が選択してお届けします。注文用紙、お届け明細書、ご請求書、各種申込用紙等は、商品カタログと一緒にお届けしますが、個人情報に記載されていますのでお取扱いにご注意ください。

## (利用限度額)

第11条 1回のご利用限度額は、原則として20万円とさせていただきます。なお、加入して利用開始後3ヶ月間の1回のご利用限度額は、3万円とさせていただきます。

## (商品の注文)

第12条 商品の注文は、当生協の指定する複数の方法（注文用紙、インターネット、電話）から組合員が選択した方法によって行うものとします。注文受付後のキャンセルについては原則としてお受けできません。手続きおよび取扱いは、当生協の定めによります。

2. 転売、質入れ等商行為を目的とした商品の購入はできません。

#### （商品のお届け）

第13条 商品のお届けは、利用形態に応じて組合員と予め確認させていただいた場所とします。変更がある場合には事前に当生協にご連絡ください。

2. 商品お届け時に組合員が不在の場合は、指定場所に商品を留め置くものとし、持ち帰り・再配達はいりません。留め置きした場合にも商品の所有権が移転するためその後の事故について当生協は責を負わないものとします。なお、当生協は、このための各種セキュリティグッズを組合員に販売または貸与いたしますのでお問い合わせください。

3. 商品お届け曜日は、当生協が定めるものとします。

#### （商品のお届けができない場合）

第14条 天変地異や災害、生産者、製造者の都合または注文数量が予定を上回ったことにより商品注文どおりお届けできない場合は、お届けの中止またはお届け数量の削減ないし、当生協の定められたルールにより代替品をお届けすることがあります。これにより、返金等が発生する場合は、当生協の定めによりこれを行うものとします。

#### （パルシステム手数料）

第15条 組合員には、当生協の定めによりパルシステム手数料をご負担いただいております。但し、利用形態及びお届け先1ヶ所に対しての商品カタログ発行部数によって、パルシステム手数料を半額及び全額減免いたします。なお、その他割引・減免等優遇措置については、当生協にお問い合わせください。

#### （利用訂正および返品）

第16条 お届けした商品が不良品または商品カタログ・見本等と相違している場合は、交換もしくは返品することができます。正規品についても未使用の場合は返品することができますが、以下に該当するものは原則として返品できません。

- ① 食品（生鮮食品・青果・一般食品・機能的食品等）
- ② 衛生用品（トイレトペーパー・生理用品・歯ブラシ、哺乳器具）、化粧品等
- ③ 試着等、購入者の責任により傷や汚れが生じた衣類・肌着および靴
- ④ 書籍及び開封後のCD・DVD等
- ⑤ 組合員の指定により加工・供給した商品
- ⑥ 各種チケット類
- ⑦ 植物、種、ペットフード

#### （ご利用代金のお支払い方法）

第17条 パルシステムのご利用代金は、自動振替またはクレジットカードによる支払い方法をお選びいただけます。ただし、「CO・OP共済《たすけあい》（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む）」の掛金を自動振替（振込含む）の方法（ご利用代金の口座と別に共済掛金専用の口座を登録する契約を除く）による条件で契約をしている方は、共済掛金（個人賠償責任保険付帯の場合は、その保険料を含む）のお支払いをクレジットカードにすることができません。

クレジットカードでのお支払の場合、「CO・OP共済《たすけあい》（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む）」につきましては共済掛金専用の自動振替口座の登録・変更をお願いすることになります。詳しくは当生協までお問い合わせください。

2. 自動振替でのお支払いは、毎月末日締め切り、翌月6日（6日が休日のときはその翌営業日）に組合員があらかじめ指定した預金口座からのお支払いとなります。

3. 「CO・OP共済《たすけあい》（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む）」の掛金を共済掛金専用の自動振替でのお支払いに登録・変更した場合は、毎月26日（26日が休日のときはその翌営業日）に組合員があらかじめ指定した預金口座からのお支払いとなります。

4. クレジットカードでのお支払いは、クレジットカード取扱会社が定める期日によりお支払いいただきます。

5. 自動振替のご利用代金のお支払いにつきましては、「CO・OP共済《たすけあい》（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む。）」の共済掛金および自動振替の方法による決済を条件とする団体保険契約（団体がん保険、団体三大疾病保険等）の保険料も合せて引き落としさせていただきます。

6. 自動振替ができない場合は、ご請求書・未入金通知書に記載された期日までに当生協が指定する金融機関に振込みによってお支払いいただきます。この場合、振込手数料として1回につき100円+消費税を負担いただきます。ただし、新規加入により当生協または金融機関の事務手続き上の都合により、お支払い期日までに口座登録が完了していない場合は、この限りではありません。

7. 前項により、ご利用代金を振込みされる組合員が、お支払い額の全部または一部を2ヶ月以上滞納された場合には、前項の振込手数料に加え、別途100円+消費税を督促手数料としてご負担いただきます。

8. 本条に定めるご利用代金及び手数料を支払期日までにお支払いいただけない場合、別途年10%の割合による遅延損害金をいただくことがあります。

#### （ポイントサービス）

第18条 当生協は、ポイントサービスを実施しています。ポイントサービスの詳細については、別途これを定め、組合員にお知らせするものとします。

2. ポイントサービスによって付与されたポイントの売買はできません。

3. 当生協は、ポイントサービス制度をとりやめる場合、少なくとも6ヶ月前までにホームページで公表し、印刷物を配布し組合員に通知するものとします。

### (個人情報の管理)

第19条 当生協および当生協が加入しているパルシステム生活協同組合連合会は、パルシステム事業を遂行するために組合員の個人情報をお預かりします。

2. お預かりした個人情報は、以下の目的で利用し、維持・管理させていただきます。

- ① 商品の案内、ご注文の確認、受注および発送、ご利用代金の請求、その他共済及び保険などの保障等、各種サービスの提供目的に限定して使用します。
  - ② よりよい商品・サービスを提供するために、組合員の承諾を得てアンケート調査等を行う場合がありますが、その場合はアンケート発送と回収確認の目的に限定してこれを使用します。
  - ③ ご利用代金の自動振替のために、銀行口座情報等をお預かりします。
  - ④ ギフトサービスをご利用いただいた際の送り先様の個人情報は、当該ギフト発送の目的に限定して使用します。但し、組合員の便宜を図るため、ご承諾を得た上で継続的な送り先として登録し、次回以降のギフト申込時に印刷された申込書の準備に使用することがあります。
3. 「CO・OP共済たすけあい」など共済契約に関する契約者情報をお預かりします。この情報は、当生協が加入している日本コープ共済生活協同組合連合会(以後「コープ共済連」)及びパルシステム共済生活協同組合連合会(以後「パルシステム共済連」)に転送し、「コープ共済連」及び「パルシステム共済連」がおこなう契約者管理のために利用します。また必要に応じて保障の契約・支払い目的に限定して利用します。
4. 各種保険に関する契約者情報をお預かりします。この情報は、保険代理店(株)パルふれあいサービス及びパルシステム共済連に転送し、契約者管理のために利用します。また必要に応じて保障の契約・支払い目的に限定して利用します。
- 5 加入申し込み、資料請求を行ってくださった方の個人情報は、当生協の利用や加入のための資料送付・ご連絡の目的に限定して使用します。
6. 当生協は、前各項の利用目的を含め、個人情報の取り扱いに関し、別途「個人情報保護方針」を定め、これに基づく利用、管理をいたします。なお「個人情報保護方針」は、組合員に公開するものとします。

### (問い合わせ先)

第20条 本約款に関するお問い合わせ先は、パルシステム山梨総務部(電話番号:055-243-6327)とします。

## ■タバソダに関する特約

組合員が、インターネットに限定したパルシステムの利用サービスであるタバソダを利用する場合は、パルシステム利用約款(以下、「約款」という)の規定に関わらず、本特約が適用されるものとします。

- 1 タバソダは、事前に利用登録を完了した組合員に限り利用することができるものとします。
- 2 過去に約款第9条2項に基づく利用停止措置を受けたことのある組合員については、タバソダの利用をお断りする場合があります。
- 3 タバソダは全て個人パルによるご利用となります。
- 4 タバソダの利用にかかるパルシステム手数料は、通常のパルシステム利用にかかる手数料とは異なる設定となります。手数料の詳細は当生協のご利用案内等でご確認ください。
- 5 約款第3条に定める約款変更時の「印刷物」による周知並びに約款第10条に定める「商品カタログ」及び「注文用紙」等は、インターネット上での提供となります。
- 6 本特約に定めるものを除く事項については、約款の定めに基づくものとします。